

事業主の皆さま

令和8年
11月から

健保組合への電子申請が e-Gov電子申請に移行します

POINT
01

電子申請が年金と同じルートになり、申請方式が拡大します！！



健保組合の電子申請手続きについては、これまで人事給与システムがマイナポータルと連携する仕組みがないと電子申請できませんでしたが、年金・雇用保険と同様にe-Govアプリを使用した申請が可能となります(利用開始日は11月中で調整中)。

※人事給与システムからの申請可否については、ベンダーにご確認ください。

※マイナポータルルートの電子申請は、e-Govへの移行後に一定の並行稼働期間を設けた上で、閉鎖されます(日程調整中)。

POINT
02

電子申請対象届書として順次追加予定！！

現状、健保組合へ電子申請できる届書は、適用関係の15届のみですが、今後は保険給付の申請も可能となる予定です。

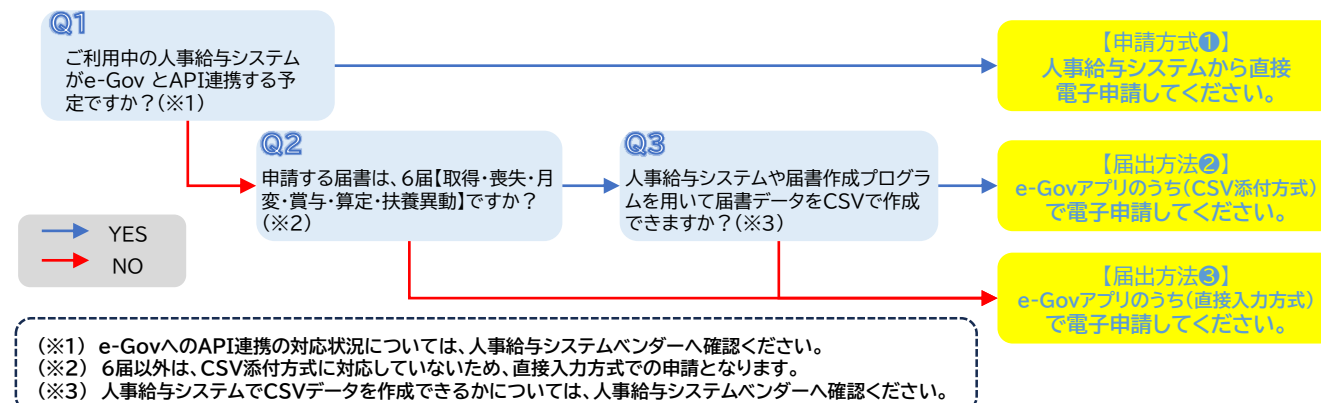
まずは、現行の15届をe-Govに移行した上で、その後順次追加していきます。

(特定の法人の事業所に電子申請が義務化された届書(下表の■の3届)は、これまで通りで変わりません。)

現在申請可能な届書 (15届)	追加検討中の届書案 ※時期未定
資格取得届・資格喪失届・ 算定基礎届 ・ 月額変更届 ・ 賞与支払届 ・ 被扶養者異動届 産前産後休業終了時報酬月額変更届・育児休業等取得者申出書 (新規・延長)/終了届・産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届 介護保険適用除外等該当・非該当届 新規適用届・任意適用申請書・任意適用取消申請書・一括適用承認申請書・ 育児休業等終了時報酬月額変更届	適用関係 住所変更届・氏名変更届 資格確認書交付申請書 給付関係 傷病手当金支給申請書 出産手当金支給申請書 療養費(治療用装具)支給申請書

申請方式を検討するためのフローチャート

以下の設問に回答して、御社の最適な申請方式をご検討ください。



e-Govアプリのご紹介

e-Govアプリは、e-Govを利用するための公式ソフトウェアです。直接入力方式またはCSVファイル添付方式により電子申請することができます。

① CSVファイル添付方式

日本年金機構が提供する届書作成プログラム、または人事給与システム等で作成したCSV形式の届書データを添付して、e-Govアプリから申請します

② 直接入力方式

e-Govアプリを使用して、1件ごとに申請画面に直接入力して申請します

資格取得届・資格喪失届・算定基礎届
月額変更届・賞与支払届・被扶養者異動届

資格取得届・資格喪失届・算定基礎届
月額変更届・賞与支払届・被扶養者異動届

産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届
産前産後休業終了時報酬月額変更届
育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届
育児休業等終了時報酬月額変更届
介護保険適用除外等該当・非該当届
新規適用届・任意適用申請書
任意適用取消申請書・一括適用承認申請書



現行の15届

主な照会先・マニュアルの掲載場所

内容	照会先	照会先の概要	マニュアル掲載場所
e-Govの使い方 ・ e-Govアカウントについて ※電子申請に関する照会対応は準備中	e-Gov利用者サポートデスク https://www.e-gov.go.jp/contact 	① Webフォーム(24時間受付) 受付:年中無休・24時間 回答:原則メール (必要に応じて電話連絡あり) ② 電話(繁忙期・通常期で時間限定) 電話番号:050-3786-2225	e-Gov初心者ガイド(全編) https://shinsei.e-gov.go.jp/sites/default/files/filebrowser/e-gov/doc/preparation/beginner/beginner.all.v3.pdf 
G.bizIDについて	G.bizID ヘルプデスク https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html 	①電話での問い合わせ 電話番号:0570-023-797 受付時間:9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除く) ②メールでの問い合わせ 問い合わせ方法:専用フォーム	G.bizID ご利用ガイド https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html 
人事給与システムについて	使用する人事給与システムのベンダー	—	使用する人事給与システムのベンダー

説明動画の掲載場所

内容	掲載場所	照会先	留意点備考
電子申請のご利用案内 e-Gov利用編 (日本年金機構)	YouTube https://www.youtube.com/watch?v=l21a8gV3f68 	健康保険組合連合会 政策部 ICT 対策グループ denshi-shinsei@kenporen.or.jp	動画の作成時点から以下の通り一部の内容が変更となっています。 ※e-Govのマイページのレイアウトが機能の追加にともない変更となっている。 ※G.bizIDアカウントの取得方法は、書類郵送申請のほか、事業主のマイナンバーカードとスマートフォンアプリを利用したオンライン申請がある。